

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成30年4月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	公害防止管理者講習の受講資格について
概要	区に事業開始の届出をした際、公害防止管理者の資格を取得するよう言われた。公害防止管理者の認定講習を受講するために必要な技術者等の資格がないが、どうしたらいいか。
対応	<p>東京都公害防止管理者の認定講習の受講資格は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」別表第10において定められています。</p> <p>本講習は、第一種電気主任技術者等の各種資格を有する方のほか、工場等において公害防止等の業務に従事する方も受講可能です。この場合、在職証明書の原本を提出していただくこととなります。</p> <p>詳細につきましては、環境局HP*にあります「案内・申込書」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。</p> <p>※環境局HP</p> <p>http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution_control/pollution_training/300100a20180423162539263.html</p>